

佐渡市町村合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町及び赤泊村(以下「関係市町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会の名称は、佐渡市町村合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町村の合併に必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、金井町民会館内に置く。

(組織)

第5条 協議会は会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、関係市町村の長が協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者(前条第1項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

- (1) 関係市町村の長
- (2) 関係市町村の議会の議長
- (3) 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者 10名

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

4 会長は、前項の規定にかかわらず必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明及び助言を求めることができる。

(役員会)

第11条 協議会に付議する事項及びその他必要な事項について審議するため、役員会を置く。

2 役員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

(助役会)

第12条 協議会は、その事務について調査及び審議等を行うため助役会を置く。

2 助役会は、関係市町村の助役等をもって充てる。

3 助役会の運営、その他必要な事項は、会長が定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の会議及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会の経費は、関係市町村で均等に負担するものとする。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第17条 協議会の出納は、会長が関係市町村の監査委員のうちから協議会の同意を得て2名を委嘱して監査する。この場合において、監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、その職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める費用弁償の額並びに支給方法は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成15年1月7日から施行する。

この規約は、平成15年3月14日から施行する。